議第１１３号

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年富士市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「別表」を「別表第１に掲げる事務、市長が行う別表第２」に改め、同条第２項中「別表」を「別表第２」に改める。

別表中「(昭和４８年富士市条例第１０号)」、「(昭和５５年富士市条例第７号)」及び「(平成９年富士市条例第３４号)」を削り、同表を別表第２とし、同表の前に次の１表を加える。

別表第１（第３条関係）

事務
１　富士市重度心身障害児及び重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和４８年富士市条例第１０号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
２　富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和５５年富士市条例第７号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
３　富士市こども医療費助成金支給条例(平成９年富士市条例第３４号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第１１４号

富士市富士川ふれあいホール条例の一部を改正する条例制定について

富士市富士川ふれあいホール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市富士川ふれあいホール条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条例第　　号）

富士市富士川ふれあいホール条例（平成２０年富士市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第２条の２を削る。

第３条中「ふれあいホール」を「富士市富士川ふれあいホール（以下「ふれあいホール」という。）」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。

第４条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。

第５条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第６条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条第１項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者の承認」を「市長の許可」に改め、同条第２項中「指定管理者」を「市長」に、「承認」を「許可」に改める。

第７条の見出しを「（使用の不許可）」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用を承認しない」を「使用を許可しない」に改める。

第８条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第１項中「利用料金は、指定管理者の収入として収受させるもの」を「使用料は、別表に定める金額の合計額（１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「利用の承認」を「使用の許可」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同項を同条第２項とする。

第９条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

第１０条の見出し及び同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第１１条の見出し中「目的外利用」を「目的外使用」に改め、同条中「利用者は、承認」を「使用者は、許可」に、「利用し」を「使用し」に改める。

第１２条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に、「指定管理者の承認」を「市長の許可」に改める。

第１３条の見出し中「利用の承認」を「使用の許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用の承認」を「使用の許可」に、「利用の停止」を「使用の停止」に改

め、同条第３号中「利用の承認」を「使用の許可」に改める。

第１４条中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の承認」を「使用の許可」に改める。

第１５条第２項中「利用の承認」を「使用の許可」に、「利用者」を「使用者」に改め、「及び指定管理者」を削る。

別表中「利用時間」を「使用時間」に、「利用区分」を「使用区分」に、

「

ホール棟	ホール	平日	８，６９０円	１１，０００円	１３，２００円
		土曜日 日曜日 休日	１０，８９０円	１４，３００円	１６，５００円
	舞台	平日	１，５４０円	２，０９０円	２，３１０円

」を

「

ホール棟	舞台	平日	１，５４０円	２，０９０円	２，３１０円

」に改め、同表備考１中「午前・午後利用」を「午前・午後使用」に、「午後・夜間利用」を「午後・夜間使用」に、「全日利用」を「全日使用」に、「各利用時間区分」を「各使用時間区分」に改め、同表備考２中「国民の祝日に関する法律」の次に「(昭和２３年法律第１７８号)」を加え、同表備考３中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同表備考４中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同表備考５中「利用する」を「使用する」に改め、同表備考６中「利用の承認」を「使用の許可」に、「超過利用」を「超過使用」に、「利用時間区分」を「使用時間区分」に改め、同表備考７中「ホール、舞台」を「舞台」に、「利用する」を「使用する」に、「各利用時間区分」を「各使用時間区分」に改め、「ホール及び」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第１１５号

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（令和　年　月　日　条例第　号）

（富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　富士市特別職の職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２３２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５」に改める。

第２条　富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（富士市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　富士市教育長の給与等に関する条例（昭和４１年富士市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２３２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５」に改める。

第４条　富士市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（富士市職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条　富士市職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２１条第２項中「１００分の１２６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の７１．２５」の次に「」とし、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」を加える。

第２２条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		

	35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500			
	36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900			
	37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300			
	38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600			
	39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900			
	40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200			
	41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500			
	42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800			
	43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100			
	44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400			
	45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700			
	46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800				
	47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100				
	48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400				
	49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600				
	50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900				
	51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100				
	52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400				
	53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600				
	54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900				
	55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200				
	56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500				
	57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700				
	58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000				
	59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300				
	60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500				
	61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700				
	62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000				
	63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300				
	64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500				
	65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700				
	66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000				
	67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300				
	68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500				
	69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700				
	70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000				
	71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300				
	72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500				
	73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700				
	74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400					
	75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700					
	76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900					

	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100					
	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400					
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700					
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900					
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100					
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400					
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700					
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900					
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100					
	86	275, 500	315, 300	366, 500							
	87	275, 800	315, 600	366, 900							
	88	276, 100	315, 900	367, 300							
	89	276, 400	316, 200	367, 500							
	90	276, 700	316, 500	367, 900							
	91	277, 000	316, 800	368, 300							
	92	277, 300	317, 100	368, 700							
	93	277, 600	317, 300	368, 900							
	94		317, 500	369, 200							
	95		317, 800	369, 600							
	96		318, 200	369, 900							
	97		318, 400	370, 200							
	98		318, 700	370, 600							
	99		319, 000	371, 000							
	100		319, 400	371, 400							
	101		319, 600	371, 900							
	102		319, 900	372, 300							
	103		320, 200	372, 700							
	104		320, 500	373, 100							
	105		320, 700	373, 600							
	106		321, 000	374, 000							
	107		321, 300	374, 300							
	108		321, 600	374, 600							
	109		321, 800	375, 000							
	110		322, 100								
	111		322, 500								
	112		322, 800								
	113		323, 000								
	114		323, 200								
	115		323, 500								
	116		323, 900								
	117		324, 100								
	118		324, 300								

	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	439,200	510,500
	27	272,900	313,700	440,500	511,100
	28	274,100	315,500	441,900	511,800
	29	275,200	317,400	443,300	512,400
	30	276,200	319,300	444,600	513,000
	31	277,300	321,100	446,100	513,600
	32	278,300	322,800	447,600	514,300
	33	279,400	324,500	449,200	514,900
	34	280,500	326,300	450,600	515,500
	35	281,700	328,000	452,200	516,100
	36	283,000	329,700	453,700	516,800
	37	284,200	331,400	455,400	517,400
	38	285,300	333,200	456,900	
	39	286,500	335,000	458,500	
	40	287,600	336,700	460,100	
	41	288,900	338,100	461,600	
	42	289,900	340,000	463,100	
	43	290,900	341,800	464,300	

	44	291,800	343,500	465,500		
	45	292,400	345,300	466,700		
	46	293,200	347,200	468,000		
	47	294,000	348,900	469,200		
	48	294,800	350,700	470,400		
	49	295,500	352,500	471,500		
	50	296,300	354,300	472,700		
	51	297,000	356,000	473,900		
	52	297,800	357,700	475,100		
	53	298,600	359,400	476,300		
	54	299,400	360,800	477,500		
	55	300,100	362,200	478,700		
	56	300,900	363,700	479,900		
	57	301,600	365,300	481,000		
	58	302,200	366,900	481,600		
	59	303,000	368,400	482,100		
	60	303,800	370,000	482,600		
	61	304,500	371,600	483,100		
	62	305,100	373,200	483,700		
	63	305,900	374,800	484,200		
	64	306,500	376,300	484,700		
	65	307,500	377,900	485,200		
	66	308,300	379,500	485,800		
	67	309,000	381,100	486,300		
	68	309,700	382,600	486,800		
	69	310,400	384,100	487,300		
	70	311,100	385,700			
	71	311,800	387,100			
	72	312,500	388,600			
	73	313,200	390,100			
	74	313,900	391,700			
	75	314,600	393,300			
	76	315,200	394,800			
	77	315,800	396,200			
	78	316,500	397,600			
	79	317,200	399,000			
	80	317,800	400,300			
	81	318,400	401,600			
	82	319,000	403,000			
	83	319,700	404,300			
	84	320,400	405,600			
	85	321,100	406,700			
	86	321,900	408,100			
	87	322,600	409,400			
	88	323,200	410,700			
	89	323,900	411,900			
	90	324,700	413,200			
	91	325,400	414,300			
	92	326,200	415,500			
	93	326,700	416,700			
	94	327,400	417,800			

	95	328,100	419,000			
	96	328,800	420,200			
	97	329,400	421,600			
	98	330,000	422,600			
	99	330,800	423,600			
	100	331,500	424,600			
	101	332,300	425,500			
	102	333,100	426,500			
	103	334,000	427,600			
	104	334,800	428,700			
	105	335,400	429,400			
	106	336,200	430,300			
	107	337,000	431,200			
	108	337,800	432,100			
	109	338,400	432,900			
	110	338,800	433,700			
	111	339,100	434,500			
	112	339,600	435,300			
	113	340,100	435,900			
	114	340,500	436,600			
	115	340,900	437,300			
	116	341,300	438,000			
	117	341,800	438,600			
	118	342,300	439,100			
	119	342,700	439,400			
	120	343,200	439,700			
	121	343,700	440,000			
	122	344,100	440,300			
	123	344,500	440,600			
	124	345,000	440,800			
	125	345,500	441,000			
	126	345,800	441,300			
	127	346,100	441,600			
	128	346,400	441,800			
	129	346,600	442,000			
	130	346,900	442,300			
	131	347,200	442,600			
	132	347,400	442,800			
	133	347,600	443,000			
	134	347,800	443,300			
	135	348,000	443,600			
	136	348,300	443,800			
	137	348,600	444,000			
	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			

	146	350,800	446,300		
	147	351,100	446,600		
	148	351,400	446,800		
	149	351,600	447,000		
	150	351,800			
	151	352,100			
	152	352,400			
	153	352,600			
	154	352,800			
	155	353,100			
	156	353,400			
	157	353,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		268,200	313,100	376,600	471,600

備考

1　この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに指導主事その他の職員で別表第４⑵教育職給料表等級別基準職務表に定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 11,500 円を加算した額とし、４級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 3,800 円を加算した額とする。

別表第３医療職給料表⑵及び同表⑶を次のように改める。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500

	46	264, 200	291, 600	324, 600	350, 900	398, 100	433, 800
	47	264, 600	292, 400	325, 700	351, 900	399, 000	434, 100
	48	265, 000	293, 100	326, 800	352, 800	399, 800	434, 400
	49	265, 400	293, 800	327, 900	353, 700	400, 300	434, 600
	50	265, 900	294, 600	328, 900	354, 600	401, 100	434, 800
	51	266, 400	295, 200	329, 900	355, 600	401, 900	435, 100
	52	266, 900	295, 900	331, 000	356, 500	402, 700	435, 400
	53	267, 200	296, 600	332, 000	357, 000	403, 100	435, 600
	54	267, 500	297, 300	332, 900	357, 900	403, 800	
	55	267, 800	298, 000	333, 800	358, 600	404, 500	
	56	268, 100	298, 600	334, 800	359, 500	405, 100	
	57	268, 400	299, 300	335, 700	360, 200	405, 500	
	58	268, 700	300, 100	336, 500	360, 500	406, 000	
	59	269, 000	300, 800	337, 500	360, 900	406, 600	
	60	269, 300	301, 400	338, 400	361, 500	407, 200	
	61	269, 600	301, 900	339, 300	362, 100	407, 600	
	62	269, 900	302, 600	340, 000	362, 800	408, 100	
	63	270, 200	303, 300	340, 700	363, 500	408, 600	
	64	270, 500	303, 900	341, 300	364, 100	409, 100	
	65	270, 800	304, 400	341, 900	364, 800	409, 700	
	66	271, 100	305, 000	342, 600	365, 300	410, 200	
	67	271, 400	305, 700	343, 200	365, 900	410, 800	
	68	271, 700	306, 400	343, 800	366, 500	411, 400	
	69	272, 000	307, 000	344, 400	366, 800	411, 900	
	70	272, 300	307, 500	344, 600	367, 300	412, 400	
	71	272, 600	308, 100	345, 000	367, 700	412, 800	
	72	272, 800	308, 600	345, 500	368, 200	413, 200	
	73	273, 000	309, 200	346, 100	368, 700	413, 500	
	74	273, 300	309, 600	346, 600	369, 200	414, 000	
	75	273, 600	309, 900	347, 100	369, 700	414, 400	
	76	273, 800	310, 200	347, 500	370, 100	414, 800	
	77	274, 000	310, 500	348, 100	370, 400	415, 200	
	78	274, 300	310, 800	348, 600	370, 700		
	79	274, 600	311, 000	349, 000	370, 900		
	80	274, 800	311, 300	349, 500	371, 200		
	81	275, 000	311, 600	350, 000	371, 700		
	82	275, 300	311, 800	350, 300	372, 000		
	83	275, 600	312, 100	350, 500	372, 300		
	84	275, 800	312, 400	350, 800	372, 600		
	85	276, 000	312, 600	351, 200	373, 000		
	86		312, 800	351, 600	373, 300		
	87		313, 000	351, 900	373, 600		
	88		313, 200	352, 200	373, 900		
	89		313, 600	352, 500	374, 300		
	90		313, 800	352, 700	374, 600		
	91		314, 000	353, 100	374, 800		
	92		314, 200	353, 400	375, 100		
	93		314, 600	353, 600	375, 400		
	94		314, 800	353, 900	375, 800		
	95		315, 000	354, 200	376, 200		
	96		315, 300	354, 400	376, 600		
	97		315, 600	354, 600	377, 100		
	98		315, 800	354, 900	377, 500		

	99		316,000	355,200	377,900		
	100		316,300	355,400	378,300		
	101		316,600	355,600	378,800		
	102		316,800	355,800			
	103		317,000	356,200			
	104		317,300	356,400			
	105		317,600	356,600			
	106			356,900			
	107			357,300			
	108			357,700			
	109			357,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700

備考　この表は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職員で別表第４⑷医療職給料表⑵等級別基準職務表に定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800

	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
	86	306,200	333,100	371,800	391,500		
	87	306,700	334,100	372,600	392,100		
	88	307,200	335,100	373,400	392,600		
	89	307,600	336,000	374,000	392,900		
	90	308,100	337,000	374,600	393,400		
	91	308,600	338,000	375,200	393,700		
	92	309,100	339,000	375,800	394,000		
	93	309,600	339,800	376,200	394,600		
	94	309,900	340,500	376,600	395,100		
	95	310,400	341,200	377,100	395,600		
	96	310,900	341,800	377,500	396,100		
	97	311,400	342,200	378,000	396,700		
	98	311,900	342,500	378,400	397,200		
	99	312,300	343,000	378,900	397,700		

	100	312, 700	343, 600	379, 300	398, 100			
	101	313, 100	344, 000	379, 600	398, 700			
	102	313, 500	344, 500	380, 100	399, 200			
	103	313, 900	345, 100	380, 400	399, 700			
	104	314, 200	345, 600	380, 700	400, 200			
	105	314, 500	346, 000	381, 100	400, 800			
	106	314, 900	346, 500	381, 600	401, 200			
	107	315, 300	347, 000	382, 100	401, 700			
	108	315, 600	347, 500	382, 600	402, 200			
	109	315, 800	347, 900	383, 100	402, 800			
	110	316, 100	348, 200	383, 600				
	111	316, 300	348, 500	384, 100				
	112	316, 600	348, 800	384, 500				
	113	316, 900	349, 100	384, 900				
	114	317, 100	349, 500	385, 300				
	115	317, 400	349, 800	385, 800				
	116	317, 600	350, 100	386, 300				
	117	317, 900	350, 300	386, 700				
	118	318, 100	350, 600	387, 200				
	119	318, 400	350, 900	387, 700				
	120	318, 700	351, 100	388, 200				
	121	319, 000	351, 300	388, 500				
	122	319, 300	351, 600					
	123	319, 600	351, 900					
	124	319, 900	352, 200					
	125	320, 100	352, 400					
	126	320, 300	352, 700					
	127	320, 600	353, 000					
	128	321, 000	353, 200					
	129	321, 200	353, 400					
	130	321, 500	353, 600					
	131	321, 800	353, 900					
	132	322, 200	354, 100					
	133	322, 400	354, 400					
	134	322, 700	354, 800					
	135	323, 000	355, 200					
	136	323, 300	355, 600					
	137	323, 500	355, 900					
	138	323, 800	356, 300					
	139	324, 100	356, 700					
	140	324, 400	357, 100					
	141	324, 600	357, 400					
	142	324, 900	357, 800					
	143	325, 300	358, 100					
	144	325, 600	358, 500					
	145	325, 800	358, 800					
	146	326, 000	359, 200					
	147	326, 300	359, 600					
	148	326, 600	360, 000					
	149	326, 800	360, 300					
	150	327, 000	360, 700					
	151	327, 300	361, 100					
	152	327, 600	361, 500					

	153	328,000	361,800				
	154	328,200					
	155	328,400					
	156	328,700					
	157	329,000					
	158	329,300					
	159	329,600					
	160	329,900					
	161	330,300					
	162	330,600					
	163	330,900					
	164	331,200					
	165	331,600					
	166	331,900					
	167	332,200					
	168	332,500					
	169	332,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300

備考　この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別表第４⑸医療職給料表⑶等級別基準職務表に定めるものに適用する。

第６条　富士市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２１条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」とし、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」を「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」に改める。

第２２条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

（富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第７条　富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和４１年富士市条例第５８号)の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５」に改める。

第８条　富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第９条　富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２２年富士市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	４１９，０００円
2	４７０，０００円
3	５２５，０００円
4	５９３，０００円
5	６７７，０００円
6	７９０，０００円
7	９２３，０００円

第５条第２項中「１００分の９６．２５」と」の次に「、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と」を加え、「１００分の８８．７５」と」の次に「、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」と」を加える。

第１０条　富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」を「１００分の９０」に改める。

（富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第１１条　富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富士市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１５条の２第１項及び第２４条の２第１項中「１００分の２１．２５」の次に「」と、「１００分の５３．７５」とあるのは「１００分の２１．７５」を加える。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

給料表の種類 / 号給	行政職給料表		教育職給料表		医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	
	１級	２級	１級	２級	１級	１級	２級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	205,300	251,500	223,000	270,400	210,500	232,500	265,700
2	206,400	252,800	225,400	271,800	212,700	234,400	267,800
3	207,600	254,200	227,800	273,200	214,800	236,200	270,000
4	208,700	255,600	230,100	274,600	216,900	237,900	272,200
5	209,800	257,000	232,300	276,000	218,900	239,600	274,400
6	211,500	258,400	234,700	277,200	220,900	241,500	275,400
7	213,100	259,800	236,900	278,400	222,900	243,400	276,200
8	214,700	261,200	239,100	279,600	224,800	245,100	277,100
9	216,200	262,600	241,300	280,900	226,600	246,800	277,900
10	217,900	263,800	243,500	282,000	228,500	248,700	279,000
11	219,500	265,100	245,700	283,100	230,400	250,600	280,100
12	221,100	266,400	248,000	284,300	232,500	252,500	281,000
13	222,600	267,600	250,200	285,600	234,200	254,300	281,800
14	224,300	268,800	252,300	287,300	236,200	256,300	282,500
15	226,000	270,100	254,400	289,000	238,400	258,300	283,200
16	227,700	271,300	256,500	290,700	240,500	260,300	284,000
17	228,900	272,400	258,600	292,400	242,600	262,300	285,100
18	230,500	273,500	260,400	294,400	243,700	264,300	286,000
19	232,100	274,600	262,100	296,600	244,700	266,400	286,900
20	233,600	275,700	263,800	298,900	245,700	268,400	287,800
21	235,100	276,600	265,500	301,100	246,800	270,300	288,800
22	236,700	277,600	266,800	303,300	247,600	271,500	289,800
23	238,300	278,600	268,100	305,600	248,500	272,600	290,700
24	239,900	279,600	269,300	307,800	249,300	273,600	291,700
25	241,500	280,600	270,500	309,900	250,200	274,700	292,500
26	243,200	281,500	271,700	311,800	251,100	275,500	293,400
27	244,500	282,300	272,900	313,700	252,000	276,300	294,300
28	245,800	283,200	274,100	315,500	252,900	277,100	295,200
29	247,100	284,000	275,200	317,400	253,700	277,900	296,200

30	248,200	284,800	276,200	319,300	254,500	278,600	296,900
31	249,300	285,700	277,300	321,100	255,200	279,300	297,600
32	250,400	286,400	278,300	322,800	256,000	279,900	298,300
33	251,500	287,200	279,400	324,500	256,700	280,600	298,900
34	252,400	288,000	280,500	326,300	257,300	281,200	299,500
35	253,300	288,800	281,700	328,000	257,900	281,800	300,000
36	254,300	289,400	283,000	329,700	258,600	282,300	300,400
37	255,300	290,100	284,200	331,400	259,300	282,800	300,800
38	256,200	290,900	285,300	333,200	259,900	283,500	301,400
39	257,100	291,600	286,500	335,000	260,500	284,200	301,900
40	257,900	292,300	287,600	336,700	261,000	284,900	302,300
41	258,700	293,000	288,900	338,100	261,500	285,600	302,700
42	259,300	293,800	289,900	340,000	262,100	286,200	303,200
43	259,900	294,500	290,900	341,800	262,700	286,900	303,600
44	260,500	295,200	291,800	343,500	263,200	287,500	304,100
45	261,100	295,900	292,400	345,300	263,600	288,300	304,600
46	261,700	296,600	293,200	347,200	264,200	289,000	305,000
47	262,300	297,300	294,000	348,900	264,600	289,700	305,500
48	262,900	297,900	294,800	350,700	265,000	290,300	305,900
49	263,400	298,600	295,500	352,500	265,400	290,800	306,400
50	264,000	299,300	296,300	354,300	265,900	291,300	306,800
51	264,600	300,000	297,000	356,000	266,400	291,700	307,300
52	265,100	300,700	297,800	357,700	266,900	292,100	307,800
53	265,500	301,200	298,600	359,400	267,200	292,400	308,200
54	265,900	301,900	299,400	360,800	267,500	292,900	308,600
55	266,200	302,500	300,100	362,200	267,800	293,300	309,100
56	266,500	303,200	300,900	363,700	268,100	293,700	309,500
57	266,800	303,800	301,600	365,300	268,400	294,100	310,000
58	267,100	304,400	302,200	366,900	268,700	294,500	310,700
59	267,400	305,000	303,000	368,400	269,000	294,800	311,400
60	267,700	305,800	303,800	370,000	269,300	295,100	312,100
61	268,000	306,400	304,500	371,600	269,600	295,500	312,800
62	268,300	306,900	305,100	373,200	269,900	295,900	313,700
63	268,600	307,400	305,900	374,800	270,200	296,300	314,600
64	268,900	307,800	306,500	376,300	270,500	296,600	315,300
65	269,200	308,300	307,500	377,900	270,800	296,900	316,000

66	269,500	308,800	308,300	379,500	271,100	297,300	316,900
67	269,800	309,200	309,000	381,100	271,400	297,700	317,700
68	270,100	309,700	309,700	382,600	271,700	298,000	318,500
69	270,400	310,100	310,400	384,100	272,000	298,400	319,200
70	270,700	310,600	311,100	385,700	272,300	298,900	320,100
71	271,000	311,000	311,800	387,100	272,600	299,300	321,000
72	271,300	311,500	312,500	388,600	272,800	299,600	321,800
73	271,600	311,900	313,200	390,100	273,000	300,000	322,700
74	271,900	312,300	313,900	391,700	273,300	300,500	323,500
75	272,200	312,600	314,600	393,300	273,600	301,000	324,400
76	272,500	312,900	315,200	394,800	273,800	301,500	325,300
77	272,800	313,100	315,800	396,200	274,000	302,000	326,100
78	273,100	313,400	316,500	397,600	274,300	302,500	327,000
79	273,400	313,600	317,200	399,000	274,600	303,100	327,900
80	273,700	313,900	317,800	400,300	274,800	303,500	328,700

第１２条　富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１５条の２第１項及び第２４条の２第１項中「１００分の５１．２５」を「１００分の５２．５」に、「１００分の２１．２５」と、「１００分の５３．７５」とあるのは「１００分の21．７５」を「１００分の２１．５」に改める。

（富士市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第１３条　富士市病院事業管理者の給与等に関する条例（令和７年富士市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５」に改める。

第１４条　富士市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の２３２．５、１２月に支給する場合には１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条、第８条、第１０条、第１２条及び第１４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

第２条　第１条の規定による改正後の富士市特別職の職員の給与に関する条例（次条において「改

正後の特別職職員給与条例」という。）の規定、第３条の規定による改正後の富士市教育長の給与等に関する条例（次条において「改正後の教育長給与条例」という。）の規定、第５条の規定による改正後の富士市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の一般職職員給与条例」という。）の規定、第７条の規定による改正後の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第９条の規定による改正後の富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第１１条の規定による改正後の富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定及び第１３条の規定による改正後の富士市病院事業管理者の給与等に関する条例（次条において「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与等の内払）

第３条　改正後の特別職職員給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の一般職職員給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定、改正後の任期付職員条例の規定、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の富士市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第３条の規定による改正前の富士市教育長の給与等に関する条例の規定、第５条の規定による改正前の富士市職員の給与に関する条例の規定、第７条の規定による改正前の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第９条の規定による改正前の富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定、第１１条の規定による改正前の富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定又は第１３条の規定による改正前の富士市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の特別職職員給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の一般職職員給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定、改正後の任期付職員条例の規定、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

（規則への委任）

第４条　前２条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第１１６号

富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（令和　年　月　日　条例第　号）

富士市特別職の職員の給与に関する条例（昭和４１年富士市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

３　基準日６か月以内の期間において、次の各号のいずれかに該当する者で、その退職前に適用を受けていた法令（条例を含む。）その他の規定により期末手当を受けることとされていたものが、副市長又は常勤の監査委員（以下「副市長等」という。）となつた場合であつて、その退職の日の翌日から引き続き副市長等となつたときは、その期間内において当該各号に該当する者として在籍した期間は、前項の在職期間に算入する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

⑴　市の一般職の職員

⑵　市の特別職の職員

⑶　国家公務員

⑷　他の地方公共団体の地方公務員

第５条の２第１項中「地方公務員」の次に「又は国家公務員」を加え、「副市長」を「副市長等」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する者が引き続いて次の各号のいずれかに該当するときは、退職手当は支給しない。

⑴　他の地方公共団体の地方公務員になつた場合において、その者の副市長等としての在職期間が当該他の地方公共団体の退職手当に関する規程によりその者の当該他の地方公共団体における地方公務員としての在職期間に通算されることが定められているとき。

⑵　国家公務員になつたとき。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２　新条例第４条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた期末手当について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた期末手当については、なお従前の例による。

３　適用日以後に支給すべき事由が生じた期末手当であって、改正前の富士市特別職の職員の給与に関する条例第４条の規定により支給されたものは、新条例第４条の規定により支給されるべき

期末手当の内払とみなす。

議第１１７号

富士市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

富士市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市特別会計条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市特別会計条例（昭和４８年富士市条例第６号）の一部を次のように改正する。

本則中第９号を第１２号とし、第４号から第８号までを３号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の３号を加える。

⑷　吉永西簡易水道事業特別会計　吉永西簡易水道事業

⑸　吉永東簡易水道事業特別会計　吉永東簡易水道事業

⑹　須津西簡易水道事業特別会計　須津西簡易水道事業

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第１１８号

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市立保育園の設置等に関する条例（昭和４１年富士市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第７条中「及び第２号」を削る。

別表第１富士市立なかじま保育園の項及び富士市立鷹岡保育園の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第１１９号

富士市こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定について

富士市こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市こども医療費助成金支給条例（平成９年富士市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項に次のただし書を加える。

ただし、医療取扱機関が他の方法により当該受給者証の情報を確認することができる場合は、当該受給者証の提示を省略することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第１２０号

富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成１５年富士市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項中「同条第３項」を「同条第４項」に改める。

第２５条第２項中「第９条の３の３第２項（同条第３項」を「第９条の３の３第３項（同条第４項」に、「同条第２項」を「同条第３項」に改める。

第２６条第２項及び第２８条第２項中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第１２１号

富士市普通河川条例の一部を改正する条例制定について

富士市普通河川条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市普通河川条例の一部を改正する条例

（令和　年　月　日
条例第　号）

富士市普通河川条例（昭和４６年富士市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表の１発電以外の流水占用料の表中「７，７００円」を「８，９１０円」に改める。

別表の３土地占用料の表中「３００円」を「３３０円」に、「１６０円」を「１７０円」に改める。

別表の４土石採取料その他の生産物採取料の表を次のように改める。

４　土石採取料その他の生産物採取料

区分	料金	
	単位	金額
砂利	１立方メートルにつき	２７５円
砂	１立方メートルにつき	２７５円
土砂	１立方メートルにつき	２７５円
栗石（れき）（控長が２５センチメートル以下のもの）	１立方メートルにつき	２９７円
玉石（控長が２５センチメートルを超え４０センチメートル以下のもの）	１立方メートルにつき	２，６４０円
玉石（控長が４０センチメートルを超えるもの）	１個につき	時価を考慮して算定した額
ささ又はじゆん菜	１００平方メートルにつき	１１０円
あし又はかや	１００平方メートルにつき	３４１円
埋もれ木又は竹林	１００平方メートルにつき	時価を考慮して算定した額

備考

１　採取量にこの表に定める算定単位に満たない端数があるときは、この表に定める算定単位に切り上げる。

２　１件の土石採取料その他の生産物採取料の額に１００円未満の端数があるときは、１００円に切り上げる。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前にした行為に係る流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の生産物採取料の額については、なお従前の例による。

議第１２２号

富士市簡易水道事業条例制定について

富士市簡易水道事業条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市簡易水道事業条例

（令和　　年　　月　　日
条例第　　号）

目次

第１章　総則（第１条―第９条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第１０条―第１５条）

第３章　給水（第１６条―第２２条）

第４章　料金及び手数料（第２３条―第３２条）

第５章　管理（第３３条―第３７条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、富士市簡易水道事業について、給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域等）

第２条　富士市簡易水道事業の名称、給水区域、計画給水人口及び計画１日最大給水量は、次のとおりとする。

名称	給水区域	計画給水人口	計画１日最大給水量
富士市吉永西簡易水道	富士市比奈の一部	１９０人	１７０立方メートル
富士市吉永東簡易水道	富士市比奈及び富士岡の一部	１，２８０人	７４０立方メートル
富士市須津西簡易水道	富士市中里、川尻、神谷及び神谷南の一部	５１５人	２８０立方メートル

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　給水装置　配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

⑵　定例日　料金算定の基準日として、あらかじめ市長が隔月に定めた日をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の２種類とする。

⑴　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するもの

⑵　私設消火栓　消防の用に供するもの

（給水装置所有者の代理人）

第５条　給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長が必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

２　市長は、前項の代理人を適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

（同居人等の行為に対する責任）

第６条　給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

（給水装置の管理）

第７条　給水装置の使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を市長に請求しなければならない。

２　前項の規定による請求がなくても、市長が必要があると認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

３　前２項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、市長の認定によってこれを徴収しないことができる。

（市長の責務）

第８条　市長は、貯水槽水道（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１４条第２項第５号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　市長は､貯水槽水道の利用者に対し､貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第９条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第３４条の２に規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第２章　給水装置の工事及び費用

（工事の申込み）

第１０条　給水装置の新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去に関する工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の申込みに当たり、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

（工事の施工）

第１１条　工事は、富士市水道事業給水条例（昭和４１年１１月１日条例第２７号。以下「給水条例」という。）第１１条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めたときは、市が工事を施工するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者（以下「他の市町村長が指定した者」という。）が工事を施工する必要があると認めるときは、他の市町村長又は他の市町村長が指定した者が工事を行うことができる。

４　指定給水装置工事事業者又は他の市町村長が指定した者が工事を行うときは、あらかじめ市長の審査（使用材料の確認を含む。）に合格した設計に基づき工事を施工するとともに工事が完了したときは直ちに市の検査を受けなければならない。

５　工事の施工に関し、利害関係人から異議の申出があったときは、工事申込者の責任とする。

（給水管及び給水用具の指定）

第１２条　市長は、災害等による給水装置の損傷の防止及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うため、必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

（工事の費用負担）

第１３条　工事の費用（以下「工事費」という。）は、工事申込者の負担とする。ただし、市長が市の費用で施工することが適当と認めたものについては、この限りでない。

（給水装置の所有権）

第１４条　市において工事を施工した場合における給水装置の所有権は、工事検査合格により申込者に帰属する。

（給水装置の変更）

第１５条　配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても市が施工することができる。

第３章　給水

（給水の原則）

第１６条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

２　給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

３　給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

（メーターの設置）

第１７条　給水量は、水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市が定める。

３　市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

（メーターの貸与）

第１８条　メーターは、給水装置の所有者又は使用者に保管させる。

２　前項の給水装置の所有者又は使用者は、善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

３　給水装置の所有者又は使用者が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は毀損した場合は、市長が定める損害額を弁償しなければならない。

（給水の申込み）

第１９条　水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（届出）

第２０条　給水装置の使用者、所有者又は代理人（以下「使用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

⑴　水道の使用を休止し、再開し、又は廃止するとき。

⑵　消防演習に水道を使用するとき。

２　給水装置の使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

⑴　水道の使用者又はその住所に変更があったとき。

⑵　代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

⑶　給水装置の所有者に変更があったとき。

⑷　火災消火のため水道を使用したとき。

（私設消火栓の使用）

第２１条　私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか使用してはならない。

２　私設消火栓を演習用に使用するときは、市の立会いを要する。

３　私設消火栓による消火演習は、１回の放水を１０分以内とする。

（給水装置及び水質の検査）

第２２条　給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があったときは、市長がこれを行い、検査の結果を使用者に通知する。

２　前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第４章　料金及び手数料

（料金の徴収）

第２３条　水道料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

（料金）

第２４条　料金は、給水条例別表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金との合計額（１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。第２７条において同じ。）とする。

（料金の算定）

第２５条　市長は、定例日にメーターにより計量した使用水量を等分して定例日の属する月分及びその前月分の使用水量とし、それぞれ第２４条の規定に基づき料金を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に計量することができる。

（使用水量の認定）

第２６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定することができる。

⑴　メーターに異状があったとき。

⑵　使用水量が不明なとき。

（料金の特例）

第２７条　月の中途において水道の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止したときの料金は、給水条例別表に定める１箇月分の基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、給水管の呼び径が２５ミリメートル以下の場合において、その月の使用日数が１５日を超えないときの料金は、同表に定める基本料金の２分の１の額と従量料金との合計額とする。

２　月の中途において給水管の呼び径に変更があった場合の料金は、その使用日数の多い方の適用料率区分により算定した基本料金と従量料金との合計額とする。

（料金の前納）

第２８条　臨時給水その他で市長が必要であると認めたときは、給水使用申込みの際、市長が定める料金を前納させることができる。

２　前項の料金は、使用中止の届出があったとき精算する。ただし、届出のない場合は、市長が使用中止の状態にあると認めたとき、これを精算する。

（料金の徴収方法）

第２９条　料金は、第２５条の規定に基づき算定されたそれぞれの料金の合計額を、定例日の属する月の翌月末までに納入通知書及び集金の方法により徴収する。ただし、次に掲げる場合は、随時にこれを徴収する。

⑴　給水の休止又は廃止があったとき。

⑵　工事その他の理由により臨時給水したとき。

⑶　停水処分をしたとき。

（加入金）

第３０条　第１０条の規定により給水装置の新設又は改造（給水管の呼び径の拡大変更に限る。）の申込みを承認したときは、申込者から加入金を徴収する。

２　加入金の額は、給水装置１口につき給水条例第３７条第２項の表に掲げる区分により算定した金額とする。

（手数料）

第３１条　市長は次の表に定める金額の手数料を申込者から徴収する。

種別	単位	金額
設計審査及び工事検査手数料	１件につき	給水条例第３８条第３号に定める額
水道使用証明等手数料	１件につき	給水条例第３８条第４号に定める額

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第３２条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなけ

ればならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第５章　管理

（検査等費用負担）

第３３条　市長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

２　前項に要する費用は、措置された者の負担とする。

（違反措置）

第３４条　次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

⑴　料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。

⑵　給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第６条の基準又は市長の定める基準に適合していないとき。

⑶　メーターの作用を妨害したとき。

⑷　指定給水装置工事事業者又は第１１条第３項の規定により他の市町村長若しくは他の市町村長が指定した者の施工した工事に係るものでないとき（法第１６条の２第３項ただし書に該当する場合を除く。）。

⑸　係員の業務の執行を拒み、又は妨害したとき。

⑹　第１０条第１項の承認を受けないで工事を行ったとき。

⑺　理由なく本市の施工した封かん、標識類を毀損したとき。

⑻　給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

２　市長は、前項第２号及び第４号に該当するときは、第１９条の給水の申込みを拒むことができる。

（給水の停止）

第３５条　市長は、この条例により、納付すべき料金、加入金及び手数料を期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

（給水管の切断）

第３６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、管理上必要があるときは、給水管を切断することができる。

⑴　給水装置所有者が、９０日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

⑵　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（委任）

第３７条　この条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　第２３条から第２９条までの規定は、令和９年４月１日以後最初の定例日以後に計量する使用水量に係る水道料金から適用する。

議第１２３号

富士市簡易水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定について

富士市簡易水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市簡易水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例

（令和　　年　　月　　日　条例第　　号）

（趣旨）

第１条　この条例は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１２条及び第１９条第３項の規定に基づき、富士市簡易水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び水道技術管理者の資格について定めるものとする。

（布設工事監督者を配置する工事）

第２条　法第１２条第１項に規定する条例で定める水道の布設工事は、次のとおりとする。

⑴　法第３条第８項に規定する水道施設の新設工事

⑵　１日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

⑶　沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第３条　法第１２条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。

⑴　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑵　学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑺　５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑻　第１号又は第２号の規定による卒業をした者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の規定による卒業をした者については１年以上、第２号の規定による卒業をした者については１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑼　外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑽　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑾　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第４条　法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

⑴　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については１年６月以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については２年６月以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑵　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については２年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については３年以上、

同条第５号に規定する学校を卒業した者については４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　前条第１号、第３号及び第５号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については２年６月以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については３年６月以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については４年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する当該学校を卒業した者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

⑺　技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑻　建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第１２４号

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（令和　年　月　日
条例第　号）

富士市水道事業給水条例（昭和４１年富士市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「私設消火せん」を「私設消火栓」に改める。

別表中

「

１，２３２円	使用水量１０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１１円
	使用水量１０立方メートルを超え、２０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	８８円
	使用水量２０立方メートルを超え、５０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１０４円５０銭
１，８１５円		
	使用水量５０立方メートルを超え、１００立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１２１円
２，５５２円		
	使用水量１００立方メートルを超えるもの　１立方メートルにつき	１３２円
３，３１１円	使用水量２０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	８８円
６，２２６円		
	使用水量２０立方メートルを超え、５０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１０４円５０銭
９，４６０円		
	使用水量５０立方メートルを超え、１００立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１２１円
２２，８８０円		
４０，４８０円		
	使用水量１００立方メートルを超えるもの　１立方メートルにつき	１３２円
７０，４００円		

」を

「

１，４７４円	使用水量１０立方メートルまでのもの　１立方	１１円

	メートルにつき	
	使用水量１０立方メートルを超え、２０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１２１円
	使用水量２０立方メートルを超え、５０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１４３円
２，１７８円	使用水量５０立方メートルを超え、１００立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１６５円
３，２８９円	使用水量１００立方メートルを超えるもの　１立方メートルにつき	１７６円
４，２５７円	使用水量２０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１２１円
８，００８円	使用水量２０立方メートルを超え、５０立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１４３円
１２，１５５円	使用水量５０立方メートルを超え、１００立方メートルまでのもの　１立方メートルにつき	１６５円
２９，４０３円		
５２，０１９円	使用水量１００立方メートルを超えるもの　１立方メートルにつき	１７６円
９０，４６４円		

に

」

改める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用における施行日の属する月分の使用水量に係る料金の額については、なお従前の例による。

議第１２５号

富士市下水道条例の一部を改正する条例制定について

富士市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市下水道条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条例第　　号）

富士市下水道条例（平成１０年富士市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項の表中「

１，３４２円
１１円
１２１円
１３７円５０銭
１４８円５０銭
１５９円５０銭
１７０円５０銭
１８１円５０銭

」を「

１，４９６円
１１円
１２５円４０銭
１４１円９０銭
１５２円９０銭
１６３円９０銭
１７４円９０銭
１８５円９０銭

」に改める。

第１８条の２中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１８条の２の改正規定は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。

２　施行日前から継続している公共下水道の使用における施行日の属する月分の排除汚水量に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議第１２６号

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例制定について

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市都市公園運動施設条例（平成１７年富士市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

附則第１項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第２項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の２項を加える。

（砂山公園運動施設の管理等の特例）

３　第３条の規定にかかわらず、当分の間、砂山公園運動施設の管理は、市長が行うものとする。この場合において、第５条から第１７条までの規定の適用については、第５条第２項、第８条第１項、第９条各号列記以外の部分及び第４号、第１０条第３項及び第４項、第１１条、第１２条、第１３条各号列記以外の部分並びに第１５条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第５条第４項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは」と、第６条（見出しを含む。）中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、「指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要であると認めるときは」と、第７条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は」と、第８条の見出し、第９条の見出し及び同条各号列記以外の部分、第１０条第４項並びに第１３条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「利用」とあるのは「使用」と、第８条の見出し及び同条第１項、第９条の見出し、第１０条第３項、第１３条の見出し及び同条各号列記以外の部分、第１５条、第１６条並びに第１７条第２項中「承認」とあるのは「許可」と、第８条第１項中「利用しよう」とあるのは「使用しよう」と、同項ただし書中「利用しない」とあるのは「使用しない」と、第８条第２項及び第１５条中「利用する」とあるのは「使用する」と、第９条各号列記以外の部分中「承認しない」とあるのは「許可しない」と、第１０条の見出し及び同条第３項、第１１条（見出しを含む。）並びに第１２条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第１０条第３項、第１４条、第１５条、第１６条並びに第１７条中「利用者」とあるのは「使用者」と、第１０条第３項、第１６条及び第１７条第２項中「利用の」とあるのは「使用の」と、第１０条第４項中「別表」とあるのは「附則第４項の表」と、第１４条の見出し中「目的外利用等」とあるのは「目的外使用等」と、第１４条中「承認された」とあるのは「許可された」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第１６条中「利用を」とあるのは「使用を」とし、第１０条第１項及び第２項の規定は適用しない。

（砂山公園運動施設の管理を市長が行う場合の使用料の特例）

4　前項の場合において、市長は、次の表及び別表の９附帯設備、器具、特別器具及び施設用備品の表に定める金額の使用料を徴収するものとする。

区分		使用料	
市民	一般	１人１回につき　６００円	
	小中学生	１人１回につき　３００円	
	幼児	１人１回につき　１００円	
市民以外	一般	１人１回につき　１，０００円	
	小中学生	１人１回につき　５００円	
	幼児	１人１回につき　１００円	
駐車場		１台１回につき　５００円	
プリペイドカード		カードの種類	使用できる金額
		３，０００円のカード	３，６００円
		５，０００円のカード	６，０００円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第１２７号

富士市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

富士市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市火災予防条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市火災予防条例（昭和４１年富士市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第１２８号

富士市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

富士市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

富士市駐車場条例の一部を改正する条例

（令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号）

富士市駐車場条例の一部を改正する条例（昭和４５年富士市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表富士市富士駅前駐車場の項を削る。

第４条の見出しを「(供用時間)」に改め、同条第２項を削る。

第６条第１項中「有料供用時間内」を「供用時間内」に改める。

別表富士市富士駅前駐車場の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年３月１日から施行する。